

平成30年11月21日

関根 敏隆

内閣府回答案に対するコメント

- 内閣府のデータ提供内容は概ね妥当であるとする。すなわち、①-1、①-3、①-4(共通推計項目拡充後の家計消費データ)、①-2(共通推計項目拡充後のベースにしたもの)、②-1、②-2、②-3、②-4(民間企業設備のデータ)について提供を要望する。
- 需要側・供給側推計値(～直近まで、具体的には①-1、①-2、②-1、②-2、②-3)を優先し、共通推計項目(①-3、①-4、②-4)は後になって良い、つまり2段階でのデータ開示を要望したい。ただし、データ提供期限は、前者(需要側・供給側推計値)は平成31年1月中、後者(共通推計項目)は同3月中を希望する。
- 共通推計項目の過去のデータについては、内閣府の方針のとおり、過去に公表したQEデータをベースに加工して提供する方針でよい。しかし、全ての共通推計項目のデータが提供されるように最大限の努力をしてほしい。この「最大限の努力」とは単に、内閣府が自ら保有するデータを最大限探すというだけでは不十分である。もし、過去のデータがない場合には、再現推計をすることを含めて検討し、全ての共通推計項目のデータが提供されるようにしてほしい。データ提供期間についても、1995年以降、直近までを原則としているので、同様の最大限の努力で臨んでほしい。
- 共通推計項目については1品目ごとに、データ提供の可能性(いつ頃、どのようなデータが提供可能か)をしっかりと説明してほしい。困難であるなら、なぜ困難であるか、個別具体的に説明してほしい。そのうえで、共通推計項目をどこまで提供を求めるか、判断させてほしい。説明の期限は平成31年1月中を希望する。

以 上